○大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

平成２９年８月３０日

告示第６０号

（趣旨）

第1条　この要綱は，町の商店街の活性化を図るため，当該商店街の空き店舗等を活用して，当該商店街のにぎわいの創出及び振興に資する活動を行う者に対し，予算の範囲内において大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，大子町補助金等交付規則（平成２２年大子町規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　商店街　おおむね１０軒以上の小売業，サービス業等の店舗が近接している区域又は町長が適当であると認める区域

(2)　空き店舗等　過去に事業の用に供されていた店舗，事務所等で，１か月以上事業の用に供されていないもの（居宅と兼用する店舗，事務所等も含む。）をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　商店街の空き店舗等を取得し，又は賃借している者で，中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者として開業している，若しくは次条に規定する補助対象事業の完了までに開業している者又は商店街の振興に資する活動を行っていると町長が認める団体

(2)　この要綱による補助金の交付を受けたことがない者。ただし，町長が商店街の振興に寄与すると認めた場合はこの限りではない。

(3)　市町村税を滞納していない者

(4)　空き店舗等の所有者又は所有者の２親等内の親族若しくは所有者と生計を一にする者でないこと。法人にあっては，これらの者を役員としていないこと。

(5)　大子町暴力団排除条例（平成２４年大子町条例第１号）第２条第１号又は第３号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(6)　同一の事業に対して，町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない者

(7)　前各号に掲げるもののほか，町長が適当でないと認める者でないこと。

（令４告示７８―３・一部改正）

（補助対象事業）

第4条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，町の商業環境の向上に資すると認められる事業で，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　小売業，サービス業その他これらに類する事業

(2)　前号に掲げるもののほか，町長が適当であると認める事業

2　前項の規定にかかわらず，次に掲げるものは，補助対象事業としない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業

(2)　中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第４条第５項に規定する連鎖化事業

(3)　空き店舗等を専ら倉庫として利用する事業

(4)　政治活動又は宗教活動を目的とする事業

（令４告示７８―３・一部改正）

（補助対象経費及び補助額）

第5条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は，別表に定めるとおりとする。

（令４告示７８―３・一部改正）

（補助金の交付の申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて，町長に提出しなければならない。この場合において，店舗改装費に係る補助金の交付を受けようとする者は，工事着手前にこの項前段に規定する申請を行わなければならない。

(1)　事業計画書及び収支計画書

(2)　資金計画書（様式第２号）

(3)　市町村税完納証明書

(4)　売買契約書又は賃借契約書の写し

(5)　操業開始届出書（既に開業している場合は，営業を開始したことが証明できる書類）

(6)　営業許可証の写し（許認可を必要とする業種であって，既に許認可を取得している場合）

(7)　店舗改装費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては，次に掲げる書類の写し

ア　工事請負契約書

イ　建築設計図書

ウ　補助対象経費の見積書

(8)　申請者が個人である場合にあっては，住民票の写し

(9)　申請者が法人及び団体である場合にあっては，定款又はこれに準ずるもの

(10)　前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める書類

2　事業開始の翌年度に店舗賃借料に係る補助金の交付を受けようとする場合は，申請書に，最新期の決算書及び前項各号に掲げる書類を添付し，町長に提出しなければならない。ただし，前項第４号から第９号までに掲げる書類については，前年度の申請書に添付したものから変更がない場合は，添付を省略することができる。

3　第１項の規定により補助金の交付を申請する場合には，当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和３年法律第１０８号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし，申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては，この限りでない。

（令４告示７８―３・一部改正）

（補助金の交付の決定）

第7条　町長は，補助金の交付決定を行うに当たり，第６条第３項本文の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされた場合は，これを審査し，適当と認めたときは，当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額するものとする。

2　町長は，第６条第３項ただし書の規定により交付申請がなされた場合は，補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を補助金の額の確定時において減額することとし，その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3　店舗改装費に係る補助金の交付を受けようとする申請者は，補助金の交付の決定の通知があるまで，店舗改装工事に着手してはならない。

（実績報告）

第8条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，補助対象事業を開始した年度の３月３１日まで（補助対象事業開始の翌年度の店舗賃借料に関しては補助期間満了後１か月以内）に，商店街空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて，町長に提出しなければならない。

(1)　補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(2)　操業開始届出書（交付申請時に開業していない場合は，営業を開始したことが証明できる書類）

(3)　営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で，交付申請時に許認可を取得していない場合）

(4)　改装前写真及び改装後の完成写真（改装の場合に限る。）

(5)　前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める書類

2　事業開始年度の翌年度に実績報告書を提出するときは，前項第２号に掲げる書類については，前年度の実績報告書に添付したものから変更がない場合は，添付を省略することができる。

3　補助決定者は，第１項に規定する実績報告を行うに当たり補助金に係る当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（令４告示７８―３・一部改正）

（補助金の返還）

第9条　町長は，補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し，既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　補助対象事業の実施について，不正の行為が認められたとき。

(3)　町内で事業を継続して５年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

ア　死亡又は病気若しくはけが等の理由により事業を継続できない場合

　　イ　天災地変その他の避けることができない理由により事業の継続が困難である場合

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

（令４告示７８―３・追加）

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，町長が別に定める。

（令４告示７８―３・旧第９条繰下・一部改正）

附　則

この告示は，平成２９年９月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第７８―３号）

（施行期日）

1　この告示は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は，この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し，同日前までの申請その他の行為については，なお従前の例による。

附　則（令和６年告示第３２号）

　（施行期日）

１　この告示は，令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示による改正後の大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は，この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し，同日前までの申請その他の行為については，なお従前の例による。

別表（第５条関係）

（令４告示７８―３・全改）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助額 |
| 経費の種類 | 補助期間 |
| 店舗改修費（内装工事，外装工事，給排水衛生設備工事，空調設備工事，サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費） |  | 店舗改装費の２分の１以内の額とし，１５０万円を限度とする。 |
| 店舗賃借料（店舗（来客者用駐車場を含む。）の賃借料（敷金，礼金，保証金，管理費，共益費及びその他これらに類する費用を除く。）） | 空き店舗等で補助対象事業を開始した日（以下「開業日」という。）の属する月の翌月の初日（開業日が月の初日である場合は，開業日）から起算して１年間 | １　月額賃借料の２分の１以内かつ５万円以下とし，最大１２か月分とする。２　開業日の属する月の翌月（１日に開業する場合にあたっては，該当月）から対象とする。３　上記改修費と併用する際は，改修費含め上限１５０万円とする。 |